

投資信託にかかる税金

ファンドを保有している期間中の分配金や、ファンドを換金・償還する際に生じる収益に対して税金が課せられます。

「復興特別所得税」に関するお知らせ

平成25年1月1日より「復興特別所得税」が創設されました。
これは、平成25年1月から平成49年12月までの25年間、所得税額に対し復興特別所得税として2.1%を課すというものです。

I. 個人投資家における税制の主なポイント

ポイント1 税率と確定申告

- 国内公募株式投資信託の「普通分配金」、換金・償還による「譲渡益」に対する軽減税率は平成25年12月末で終了し、平成26年1月より本則20.315%（復興特別所得税を含んでいます。）の税率が適用されています。なお、軽減税率の終了に伴い新たにNISA（少額投資非課税制度）（※）が導入されました。また、平成28年1月からジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）（※）が導入されました。

対象となる取引:国内公募株式投資信託の譲渡所得と普通分配金等

	平成25年12月31日まで	平成26年以降
譲渡益 (換金・償還)	10.147% (所得税7.147%、住民税3%) 分離課税	20.315% (所得税15.315%、住民税5%) 分離課税
配当等 (国内公募株式投資信託の 普通分配金・上場株式配当金)	10.147% (所得税7.147%、住民税3%) 源泉徴収で確定申告不要 〔10.147%の申告分離課税または総合課税の選択も可〕	20.315% (所得税15.315%、住民税5%) 源泉徴収で確定申告不要 〔20.315%の申告分離課税または総合課税の選択も可〕

NISA口座・ジュニアNISA口座での譲渡益、配当等

非課税

※NISA（少額投資非課税制度）・ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）とは、NISA口座・ジュニアNISA口座で保有する国内公募株式投資信託、上場株式等から得られる配当所得および譲渡所得が非課税となる税制優遇制度です。平成35年まで、毎年非課税投資枠を上限として、NISA口座・ジュニアNISA口座で新たに購入した国内公募株式投資信託や上場株式等について、その配当と譲渡益が購入した年から最長で5年間、非課税となります。

ポイント2 損益の通算等

- 国内公募株式投資信託の譲渡益は譲渡所得として、上場株式等の譲渡損と損益の通算が可能です。また、国内公募株式投資信託の普通分配金による配当所得は、上場株式等の譲渡損との損益の通算も可能です。

損 失		譲渡所得		配当所得	
		国内公募株式投資信託 換金・償還	上場株式等	株式投資信託 普通分配金	上場株式等 配当金
譲 渡 損	国内公募株式投資信託 換金・償還	○	○	○	○
	上場株式等	○	○	○	○

○・・・損益の通算ができます。

ご注意

- ・一般口座や他の金融機関等の特定口座との間で損益の通算を行なう場合は、**確定申告する必要があります。**
- ・NISA口座・ジュニアNISA口座（非課税口座）における譲渡益や配当等は非課税ですが、仮に、NISA口座・ジュニアNISA口座で譲渡損が生じても、その譲渡損は税務上「ないもの」と見なされ、他の口座（特定口座・一般口座）との損益通算が認められず、損失の繰越控除もできません。

投資信託にかかる税金

ポイント3 損失の繰越控除

- 国内公募株式投資信託・上場株式等の譲渡損のうち、その年に損益の通算をしてもなお控除しきれない金額については、確定申告を行なうことにより、翌年以降3年間にわたり、国内公募株式投資信託の「譲渡所得」・「普通分配金」、上場株式等の「譲渡所得」・「配当金」から控除することができます。

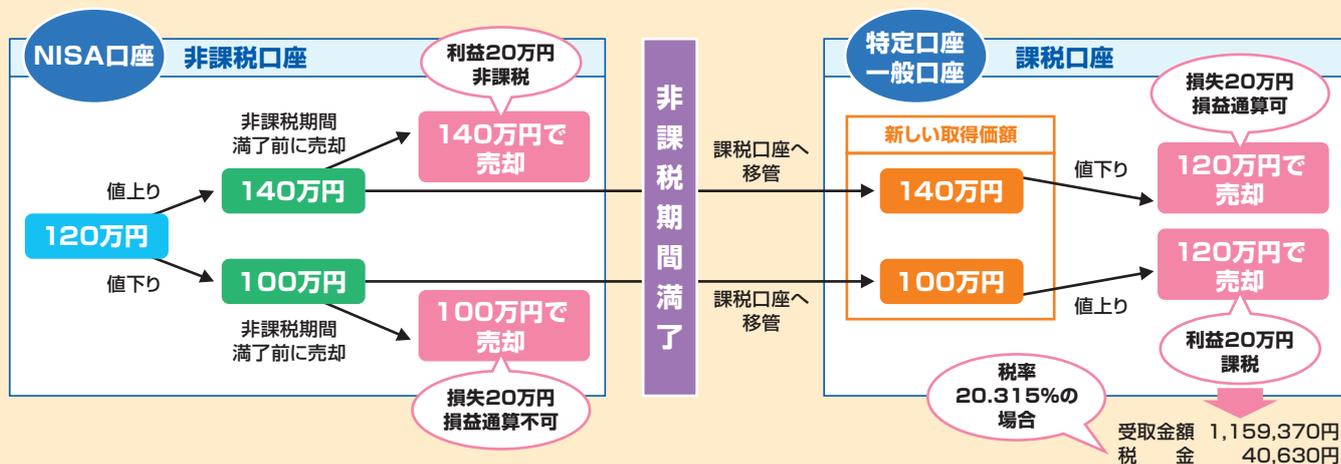
ご注意

国内公募株式投資信託の普通分配金と上場株式等の配当金は、申告分離課税を選択したものが対象となります。

ポイント4 NISA口座での非課税期間(最長5年)終了後のご注意点

- NISA口座での非課税期間(最長5年)終了後、NISA口座で保有の国内公募株式投資信託を売却せず課税口座(特定口座・一般口座)に移管した場合、移管時の時価が新たな取得価格となります。

■ 売却損益にかかる課税の取扱い(イメージ図) ※イメージ図中の数字は、あくまでも一例です。



II. 法人投資家における源泉徴収税率

収益	平成25年12月31日まで	平成26年以降
普通分配金 換金益 償還益	源泉徴収 7.147% (所得税のみ)	源泉徴収 15.315% (所得税のみ)

III. 公社債投資信託に対する課税

期中分配金 譲渡益	源泉分離課税 20.315% 確定申告不要
--------------	---------------------------------

※確定申告に際するご留意点

- * 確定申告した譲渡所得、配当所得の金額が配偶者控除や扶養控除等の適用の有無を判断する際の合計所得金額に加算されます。合計所得金額次第では所得控除(配偶者控除、扶養控除等)が適用されなくなったり、**住民税・所得税が変わる場合があります。**
- * 各自治体が国民健康保険料・介護保険料等を計算する基となる収入に、確定申告した譲渡所得、配当所得の金額が加算されますので、**保険料が変わる場合があります。**

※当資料は平成28年10月現在の法令に基づき作成しており、今後税制等が改正された場合は変更となる可能性があります。

※税額の計算等、税務に関する個別のお手続きは、税理士または所轄の税務署にご相談ください。